

## 生ごみのたい肥化にご協力を～平成19年度の家庭用生ごみ処理機器の普及状況～

家庭から排出される燃えるごみのうち、生ごみの占める割合は約30パーセントといわれています。市では、燃えるごみの減量化の一環として、生ごみ処理機器により、家庭から排出される生ごみからたい肥を作り、生ごみの自家処理（畑や庭、家庭菜園などに利用して土に戻す）を推奨することを前提とした補助金制度を設けています。

平成19年度は、123件の補助金申請があり、合併後3年間の総計は524件となりました。

生ごみ処理機（機械式） ※ディスポーザー含む	コンポスト容器	堆肥化促進剤専用容器 （EM容器）	合計
  81件	 25件	 17件	123件

今年度も、多くの皆様のご活用をお願いします。

また、現在生ごみ処理機器を使用している方、または生ごみを自家処理している方は、引き続き、生ごみの減量化にご協力をお願いします。

※既に機械式生ごみ処理機の補助金を受けた方で、数年使用しての故障などで新たに2台目を購入した場合でも補助金は受けられます（1世帯で2機同時使用は不可）

コンポスト・EM容器は、毎年2器まで補助金が受けられます。

## ごみは決められたごみステーションへ

ごみステーションは、各町会が管理しているものです。通勤途中にある他町会のごみステーションにごみを出すことはできません。必ず自分が住んでいる町会の決められたステーションにごみを出してください。

事業系のごみはステーションに出せないで、事業者が適正に処理しましょう。

ごみの減量化を推進するためのキャッチフレーズ  
「ゴミなし ムダなし きれいな佐野市」

### 知っていますか？食品の期限表示のこと

「消費期限」と「賞味期限」は食品によって使い分けられています。

○消費期限とは お弁当、サンドイッチや洋生菓子、惣菜など長くは保存がきかない食品（たいたい5日以内に食べたほうがよい食品）に表示してあります。開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、「食べても安全な期限」を示しています。消費期限内に食べるようにしましょう。

○賞味期限とは ハム、ソーセージやスナック菓子、カップめん、缶詰など冷蔵や常温で保存がきく食品に表示してあります。開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、「おいしく食べられる期限」を示しています。賞味期限内においしく食べましょう。ただし、賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限りません

### ◎こんなことにも気をつけましょう

- 一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。表示されている期限は、開封後も保証されているわけではありません
- 保存方法が書いていない食品は、常温で保存できません。直射日光のあたらない、湿気のない場所で保存しましょう

期限表示の意味を正しく理解して、食品のムダを減らしましょう。

困った時は、消費生活センターへ相談しましょう。

■連絡先 佐野市田沼町974-1-1

(田沼庁舎内) ☎(61)1161

■受付日時 月～金曜日（祝日除く）

午前9時～午後4時